

平成 26 年 3 月 28 日

「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案公表について

今般多発した、表示と異なる食材が使用されていた偽装問題によって、消費者の安全・安心が揺るがされています。

消費者庁としてはこの事態を深刻に受け止め、消費者の不安をできる限り速やかに払拭することにより、自主的かつ合理的に商品・役務を選択できるという消費者の利益を確保する必要があると考えています。

そこで、今般、消費者庁は、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的として、平成 25 年 12 月 19 日、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）」（以下「本考え方案」といいます。）を作成・公表し、本考え方案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を行いました（意見提出の締切日は平成 26 年 1 月 27 日）。

その結果、別紙 1 のとおり、515 件の御意見を頂きました。数多くの御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

頂いた御意見を踏まえつつ、別紙 2 のとおり成案を策定しましたので公表します。主な修正点は下記のとおりです。

消費者庁としては、引き続き、メニュー・料理等の食品表示に関し、不当表示の問題がみられた場合には厳正に対処するとともに、業界における自主的な取組を支援していきたいと考えています。

記

- (1) メニュー・料理等の表示に関する景品表示法上の基本的な考え方をより分かりやすく示すため、表示を義務付ける規制と不当な表示を禁止する規制の違い及びメニュー・料理等の表示の問題は後者に当たることについての説明を追加<第 3 及び Q-1 >
- (2) 本 Q & A における問いの趣旨について、飲食店で提供する料理に使用している材料をあえて強調して表示しているが、それが実際のもとは異なる場合に、景品表示法上問題となるという趣旨であることを明確にするための修正<各問

い>

- (3) 成形肉を使用している場合のアレルギー表示は、景品表示法上の問題となるか否かに関わりなく、積極的な対応が求められることから、アレルギー表示に関する注意事項を記載<Q-2>
- (4) 「やわらかビーフ」、「健康ビーフ」等は、飲食店で提供する料理の名称としては一般的ではないため、この問いを削除<旧Q-2>
- (5) 一般的な料理の名称として確立しているものについての考え方を明示<Q-7及びQ-15>
- (6) 取り上げた材料が比較的特別なもので、一般的に考え方を示すことが必ずしも適当ではなく、むしろ、具体的な表示ごとに判断する必要があるものについて、より一般的なものに修正<Q-7及びQ-19>
- (7) エビに関して、料理の材料として外国産のオーストラリアミナミイセエビを使用している場合の問いを追加<Q-10>
- (8) 問題となるか否かをより明確に示すこととし、表示の仕方によって問題となる場合については、<説明>の中で具体的に記述<Q-18及びQ-23>
- (9) フレッシュジュースとの表示について、既製品のオレンジジュースや紙パックのジュースを提供している場合は問題となることを明示<Q-35>
- (10) その他
 - ア JAS法、品質表示基準、各省庁によるガイドライン、公正競争規約等に関する記述は脚注とし、事業者団体のガイドラインは削除した。
 - イ 分かりやすい記述とするための修正、表現振りの統一のための修正等を行った。

【本件に対する問合せ先】電話03-3507-8800（代表）

消費者庁表示対策課指導係

本考え方の内容に関する問合せ 内線2363又は2367

事業者等がこれから行おうとする具体的な表示に関する事前相談 内線2364